

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 29 年 3 月 28 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600291 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600037 号

第 1 結論

昭和 63 年 11 月 14 日から平成 2 年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 63 年 11 月 14 日から平成 2 年 4 月 1 日まで

実家でねんきんネットについて話していたところ、私が 20 歳になった時に、当時、学生は国民年金に任意加入であったが、両親が A 町役場 (当時) で国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしていたことが分かった。両親によると、将来障害者になった時に加入していると安心だからと役場の職員に勧められたとのことだった。

請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金の加入手続は、制度上、被保険者の住所地の市区町村において行うこととされているが、請求者に係る戸籍の附票によれば、請求者は昭和 62 年 4 月に B 県 C 郡 A 町 (現在は B 県 C 郡 D 町) から B 県 E 郡 F 町 (現在は B 県 G 市) に住民票を異動したことが確認できる。

また、請求期間当時の国民年金の取扱いについて、D 町は、他の市区町村に住民登録されている者の国民年金加入手続を A 町で行うことはできなかった旨回答している。

さらに、請求期間当時、初めて国民年金の加入手続を行った際は、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、請求期間当時、請求者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

このほか、請求者及びその両親が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。